

「**釈明制度は当事者の法的審問請求権を具体化する制度である**」
という基本的な立場に立って、従来の判例の意味を明らかにする



民事訴訟における 釈明・指摘義務

—法的審問請求権の保障と訴訟関係の明確化—

大阪市立大学名誉教授、法学博士(大阪市立大学)、名誉法学博士(フライブルグ大学)

松本博之 著

2022年9月刊 A5判 412頁 定価5,720円(本体5,200円) 978-4-8178-4825-3 商品番号:40922 略号:民釈

- 第1編では、裁判所の釈明義務について判例・学説を基に検討し、釈明・指摘義務の基礎理論を解明。
- 第2編では、当事者側の口頭弁論終結後の提出書面及び口頭弁論の再開を論じ、控訴審の事後審的運営まで言及。
- 市民の権利保護を目指し、約180判例を集め、80近い判例解説を根拠に仕上げた一冊。
- 釈明制度を定める民事訴訟法だけでなく、多数の連邦憲法裁判所の判例によって発展させてきたドイツ法のとらえ方についても詳細に解説。
- 参考文献及び引用箇所についても詳細に注書きにて記載。

第1編 民事訴訟における裁判官の釈明＝指摘義務

序章

第1章 釈明権・釈明義務と当事者の法的審問請求権

- 第1節 釈明権の意義
- 第2節 釈明権と釈明義務

第2章 釈明義務の範囲についての従来の見解の問題点と不意打ち裁判の禁止

- 第1節 釈明義務の範囲についての種々の見解
- 第2節 諸説の検討
- 第3節 不意打ち裁判の禁止と裁判所の指摘義務
- 第4節 釈明権(義務)の範囲についての判例の変遷

第3章 釈明義務の具体的な内容と範囲

- 第1節 はじめに
- 第2節 申立て
- 第3節 事実主張
- 第4節 証拠申出
- 第5節 新たな抗弁、抗弁権の釈明
- 第6節 不意打ち的な裁判所の法的見解および事実評価
- 第7節 職権調査事項
- 第8節 全体的考察

第4章 釈明権の行使

- 第1節 釈明権の行使者
- 第2節 釈明義務要件の調査、釈明の時期および方法、記録化
- 第3節 釈明義務違反の効果

第5章 釈明義務違反と上訴

- 第1節 はじめに
- 第2節 第一審裁判所の釈明義務違反と控訴審
- 第3節 釈明義務違反と上告審

終章 結びと要約

第2編 口頭弁論終結後の書面の提出と口頭弁論の再開

第1章 口頭弁論終結後の書面の提出

- 第1節 口頭弁論の終結
- 第2節 時期に後れた攻撃防御方法の却下原則によって排除される事項

第2章 口頭弁論の再開

- 第1節 原則
- 第2節 異なる判例
- 第3節 判例の問題点と学説の展開
- 第4節 裁判所の弁論再開義務とその基準
- 第5節 裁判所の裁量による弁論の再開
- 第6節 事後提出書面の取扱い
- 第7節 弁論再開に関する判断の理由づけ
- 第8節 弁論再開の効果
- 第9節 弁論再開の拒否と上訴

第3章 控訴審の事後審的運営・第一回結審と弁論の再開の申立て

- 第1節 控訴審の事後審的運営の実務
- 第2節 控訴審の第一回結審と弁論再開の申立て

第4章 要約

[181] 裁判例 [23] 最判平成18・3・24 [高坂昌利/谷口豊「最高裁判事破棄判決等の実情(1)——平成18年度」判時1966号22頁は、遺産分割協議に基づき代償金を支払った原告(X)が、遺産分割協議が無効と判断されたことにより、代償金を受け取った被告(Y)らに対し、不当利得の返還を求めた事案である。Yらは、不当利得返還請求権の消滅時効の抗弁を提出し、Xの請求を争った。Yらは、Xに対する別件更正登記請求訴訟により、右協議に基づきXの単独名義とされた本件土地につき、すでに法定相続割合による共有登記を取得していた。第一審裁判所は、原告の請求を認容した。控訴裁判所は、代償金等の一部につき不当利得の成立を認めたが、代償金の給付等から本訴の提起まですでに10年以上経過しているとして消滅時効の抗弁を容れ、Xの請求を全部棄却した。Xの上告受理申立てに対し、最高裁は上告受理決定をし、次のように判示して、釈明権不行使の違法を認め、原判決を破棄した。

多数の
重要判例から
読み解く

事項索引
も
充実

事項索引

【あ行】	
忌避事由	44
義務的裁量	348
形式的訴訟指揮	8, 53
形成権	223
形成権行使	223
—の意思表示	223
—の黙示の意思表示	224
係争利益	131
結審後の新たな攻撃防御方法を記載した書面の提出	359
原告が暗示すらしていない新たな事実の釈明	181
原裁判所の実体法解釈	250

